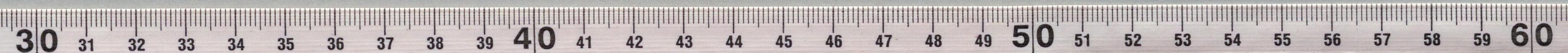


日本大成本義



国立国会図書館 渡辺国武関係文書(その2) 2100

日本大勳本義

我が實祚の綿々たる日本帝國の實はその大帝爵の本義を有す其本義の時機を以て大成したまひざれば叶はず時機既に到來したるが如し故に其本義の在る所を陳述すこれ日本を大成するの一案として今述ぶる所なり實祚の尊き神孫の貴重其由來あり數代日向の國に在らせたまひて漸次は時機を造りたまひその後神武天皇東征ありすなりちこれ日本の大いなる成る所の始をなしたまひしと歴史は昭々たり續きて我が皇國すなりち其特性の政治を施したまひ功を賞し歸化の人を綏じ夫より國家成立續々事を大にし外交のことに起り仲哀天皇は及びて朝鮮國をたゞしたまふべきの時到來し神功皇后終に其事を成したまひ夫よりして唐土の地は交通をいじめかの地はある所の文道を我國に採りて施したまひ終に我國の盛運を來し奈良時代を経過し山城京都の時代とはなりしものなり然るは藤原氏の事を執るは及びて終に世を一變せざれば叶はずの時來り王室輔佐の道轉々し終に武家政治をも醸し來りたる者なり然るに近代人心の正しきは歸する時來り終に王政の本體を施すべき時機となり即ち明治維新の聖世といなりたり此は於て憲法を確定し彼の議院制度をも即ち我が用となして新政の徳奈良山城京都時代をば實に超越したること萬々なり此は於てまた爲すべきことあれは之をなしたまふこと當然なり即ち明治廿七年清國我に對するの義を欠くこと、於て天彼國を以て不道の國となし又わが天皇陛下をして之をたゞさしめたまふの時到來したりわが皇帝はたちまち全國の力を以てかの清朝を討伐するの大事を擧げたまへり此は於

て軍人の全く日本古來相傳の忠勇を勵み器械軍規の編制等の全く西洋の嚴密なる良法を取り終り連戦連捷の美名を揚ぐるに至れり全國の人民尤も今般の大學をよるこび國會の議員も共に心を一にして其大計を保つことを了承し此の如きの景況實に日本大成の時來れりと稱すべきものなり之によりて之を考ふれば其大成の如何にして宜しからんか先づ日本の自然亞細亞洲の先覺者なり支那國は地廣く人多しと雖も從來かの弊政の毒は魔せられて實に憫れむべきの後進者なり清帝と稱するもの國を毒して天の罪を免れず日本の爲に亡ぼさるゝものなり此は於て日本の清朝と稱したる其領土を收めて我が皇帝の有となしかの國土をして現日本國と共に幸福を與へ永く神孫綿々中々籠りたる所の大帝爵の本義を施し現日本及び彼土を併せて大日本國の稱號を之に用ゐること、しかの土民をして後進者を以て之を取扱ひ我が國の幸福を分與するの榮を完うせしめたまふべきものこれ即ち日本大成の本義なりと知るべし扱かの土の西洋各國と交はること我よりくらぶれば既ち舊しと雖も只其開港地を約し其事を取扱ひしまでにして我が日本における從來學生を遣はし彼の經驗したる所の實用を入れて之を我が物として國に益するの大計といふ大なる相違ありしことなれば今より其外に對する道も取擴げ各國と交はりを一新し土人は對して我が治体を曉知せしめ之を漸次と教導し政治の大成を期すべきことと思考す其政治の改革法は於ての大なる所を廣くして最前我が國の萬機維新と稱したる時の其意志をばこれを取りて之を用ゐ又百般の事業は於て我が維新の如く出來易きものにあらざることを知覺し尙萬機の實の

萬機たる所の盛舉を作り成し彼の簡易法と又一見曉り易きの組織を以て之を美とするが如きの抑々未熟なりと知り世界は其羽翼を張る所の大編制を要用とし終りに西洋各國の有爲者を友とし地球未だ熟せざるの地を熟するの大舉をも成就すべきを期しよれ即ち寶祚に附着したるの大事なりと覺悟し之によりて政治の編制を叙次し在來半屬國未屬國の土地をも次第に成就し其獨立すべきの獨立せしめ夫を力添ふべきものは之を添へ尙藩屏たるの用をなすもの其用をなさしめ大成の根據たる德義禮節の點又兵制の處分租稅會計の大理天下をして統一の規模を張ること、之を張り其の小部分の政治安民の趣向は尙在來の方より善方と之をなして事の實事を擧ぐるよとせば億萬の民と雖も之を統することの難きはあらざることを明らかなすべし而して我が皇統の榮を完くし日本國民の其高度なる處分を今日之を行ふこと、せば歴代の皇靈これを歡びたまはん又現今王政復古を成就したるの本意は叶ふべきものとせんよれ即ち日本の大成をなし萬民の榮として喜ぶべきものなりと信ず以上述ぶる所の現今對清の論者區々として若しかれ降服の旨趣を訴ふることあらば或は償金或は割地或はわが軍人の死者を慰するの擧など既に説々紛々なるが如し又一歩進みて論ずるの輩支那の領土を取りて後別に一國を立て日本の在來の日本を以て其儘としてかの一國の新領地とし兼帶帝國となすが如きことをも思ふ人あらんか尙かの土の治め難きを治め遂げ難きを遂ぐるの根力を盡さよればわが國をして今日の大慶の後日の禍根と變ずるの事あるべしこれを考へざれば叶はざるよとなり今詳なるを悉さずと雖も本義の本旨か

くのごとし猶此考案の我國歴史より政徳を觀し將來の國是を思ひ今般軍功の士を満足せしむるの道及び現國人をして業を弘め度を高くする所すなはち皇徳の正道を含蓄したるものなり其之を知る人の知ることなるべし
明治廿八年一月

福羽美靜 識す

明治廿八年一月十八日印刷

(非賣品)

明治廿八年一月廿一日發行

著者兼發行者

子爵 福羽美靜

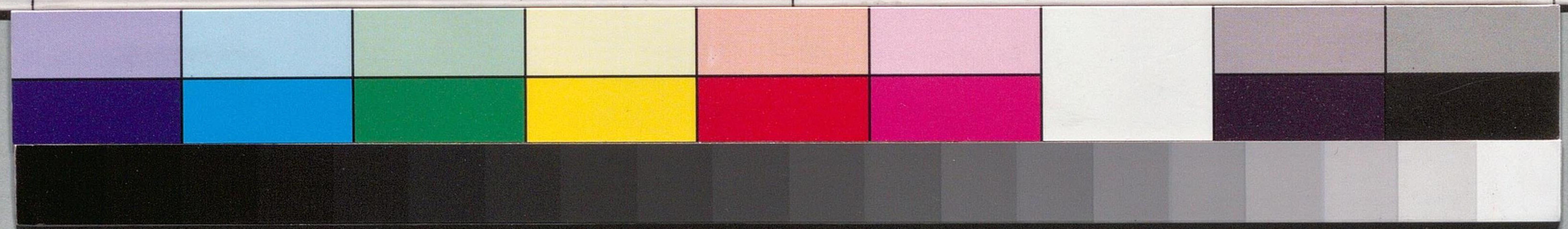
東京府下南豊島郡淀橋町元角筈村百八十五番地

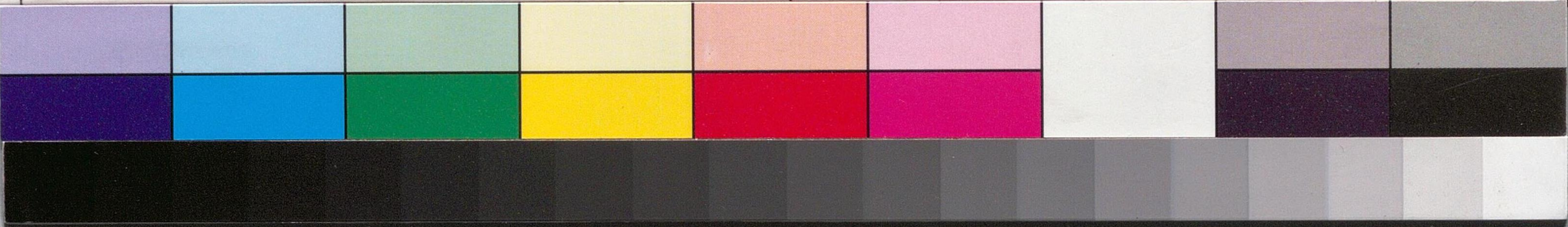
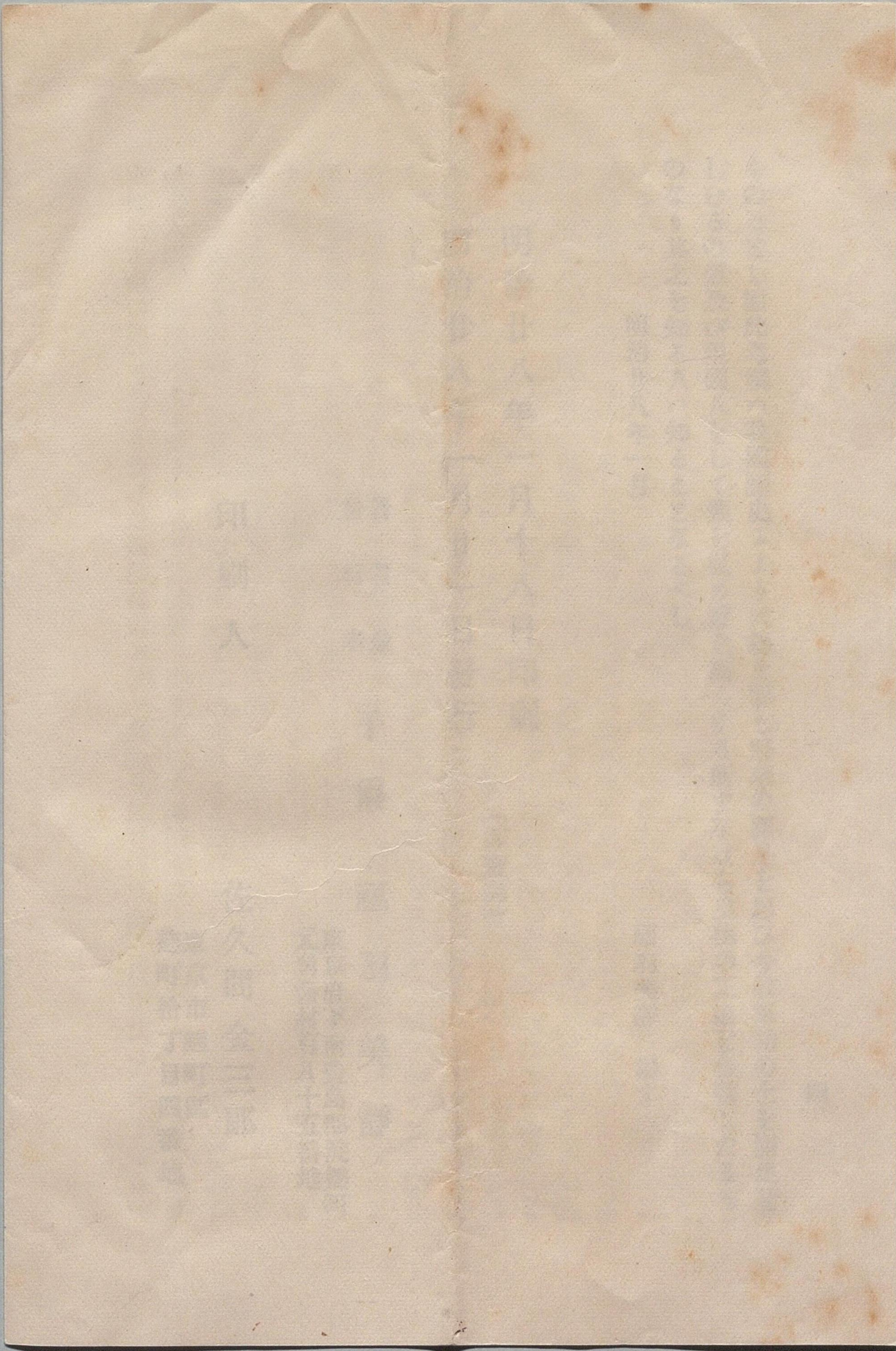
印刷人

佐久間金三郎

東京市麴町區麴町拾丁目四番地

天... 著... 兼... 發... 行... 者... 子... 爵... 福... 羽... 美... 靜... 東... 京... 府... 下... 南... 豊... 島... 郡... 淀... 橋... 町... 元... 角... 筈... 村... 百... 八... 十... 五... 番... 地... 東... 京... 市... 麴... 町... 區... 麴... 町... 拾... 丁... 目... 四... 番... 地... 印... 刷... 人... 佐... 久... 間... 金... 三... 郎... 東... 京... 府... 下... 南... 豊... 島... 郡... 淀... 橋... 町... 元... 角... 筈... 村... 百... 八... 十... 五... 番... 地... 東... 京... 市... 麴... 町... 區... 麴... 町... 拾... 丁... 目... 四... 番... 地... 印... 刷... 人... 佐... 久... 間... 金... 三... 郎...





国立国会図書館 渡辺国武関係文書(その2) 2100